

鳥取県森林クラウドシステム構築運用業務企画提案書評価委員会運営要綱

制定 令和4年3月25日

(設置)

第1条 鳥取県森林クラウドシステム構築運用業務企画提案書(以下「提案書」という。)に係る審査等を行うため、鳥取県森林クラウドシステム構築運用業務企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 評価委員会は、2人以上の有識者を有する者及び関係者で構成する。

2 委員は5名とし、別表に掲げる者とする。

(掌握事務)

第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 提案書の評価項目、評価基準、評価方法を定めること。
- (2) 提案書の評価項目、評価基準、評価方法、評価結果等の公表方法を定めること。
- (3) 提案書の評価を行い、鳥取県農林水産部長へ報告すること。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会議を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 評価委員会の事務を処理するため、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課に事務局を置く。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は事務局が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年3月25日から施行する。